

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（プライス報告書を含む）資料関係第二巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 米国下院軍事委員会分科委員会調査団, 駐留軍労務者, 接収土地建物等借上料評価, 月額借料単価表, 軍用地 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43878

5

琉球列島における土地収用政策

一般原則として、地主から収用するには、通常の評価方法によつて決の
原則として、地主が受けられる額段である。若し地主との交渉が貞得る限の時
期に成功しない場合は、所要の地を借用手続で収用する。地主が提供す
る金額で満足しない場合は、米国土地収用委員会へ提出する。権利があ
してい。又將來統にて必要とする。そのうち小部分は日本政府が所
有していにせのを代價ひく使用していくが、その他の部分は私有地で
ある同委員会は、政府が決めた値段及び地主の提供した証拠更に地主本
地主は通常は生活を奪われたのであるから、その地上に対する損害の
額を補償せねばならない。同委員会の決定は最高である。

A 米国は国家目的の為に沖縄及び他の琉球に相当広大な土地を借用す
る場合に満足しない場合は、所要の地を借用手続で収用する。権利があ
してい。又將來統にて必要とする。そのうち小部分は日本政府が所
有していにせのを代價ひく使用していくが、その他の部分は私有地で
ある同委員会は、政府が決めた値段及び地主の提供した証拠更に地主本
地主は通常は生活を奪われたのであるから、その地上に対する損害の
額を補償せねばならない。同委員会の決定は最高である。

B 米国政府の機関が單独使用のため必要とする土地の他に、地方住民ヒ
米国と共同使用の土地も必要である。
これは公共的施設、道路などでの土地を獲得する一ことは、琉球政府の
責任である。これには米国が補助する必要がある。

C この一般原則は、個人の土地所有者に対するものである。當時、必要な土地所有者の獲得につき、米国の利益を守るために
は、琉球政府の所有となる。

第一、所要土地の収用
當時、必要な土地所有者の獲得につき、公平な補償を与えると同時に意味したものである。
第一種二十一年若しくはそれ以上の長期間必要とするもので、道路、滑走路、ビルディング及び類似建物に必要な土地で、普通無期で、
第二種二十年以下の短期間の使用を必要とするもので、比較的短期間
は石切場、土砂採取場等での土地自体の價格より原形に復す場合の
間使用したが、土地の元来た目的に適はなくなつたものである。例
の費用が超過する場合は同土地を収用した当時の價格で買上げる。

そうしてこの土地を使用しなくなつた場合は、琉球政府に所持を移
す。第三種 短期間の使用で、そのままで使用するもので、多くの場合ニ
は土地価格の半六分の率で算替する。若し僅少の改良又は変更が加
えられた場合は(五二年四月三十日又はその後の収用期日の原形に
米国が回復する。(2)土地の料金を適用しない範囲で適当な換算を賜
す。(3)改良施設を地主へ譲渡する。の方法で解決する。

第四種 部分的使用で、水・輸送等のために土地の一部を使用する
場合で、その損害が極度の場合は、補償とともに慰藉料を支払フ。